

















本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」 「12 つくる責任つかう責任」 等に資する取組です。 2021年3月29日 (月)

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ

担当 近藤、寺澤

内線 5031 · 5036

タ イヤルイン 052-954-6165

## 一 消 費 者トラブル 情 報 一

<あいちクリオ通信 2021年3月号(No. 393) >

## 百貨店「松坂屋」の関係者を装った不審な電話に御注意!

~カード番号や暗証番号は絶対に教えないで~

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、百貨店「松坂屋」の関係者を装い、クレジットカード等の不正利用をかたる不審電話に関する相談が、3月に入り8件※寄せられています。

※愛知県及び市町村がPIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) に登録した相談データ (2021年3月18日現在) に基づき集計

## 特徴

- **百貨店の関係者を装い**、「あなたのクレジットカードで高額な不正利用があった。」「カードが不正に利用されようとしていたので、利用停止手続をとった。この後、財務局など監督官庁から電話が入る。」などと**不安をあおります。**
- 教えられた**架空の連絡先に電話したり**、後からかかってきた**電話に出たりすると**クレジットカードやキャッシュカードの暗証番号や個人情報などをだまし取られるおそれがあります。

## アドバイス

- 実在する百貨店「松坂屋」は、直接顧客に対し、「カードが不正利用されている。」 などと電話することはないと言っています。**このような電話があったらすぐに切りま** しょう。
- 行政機関が電話で**クレジットカード等の番号や暗証番号**を聞くことはありません。 **絶対に教えない**ようにしましょう。
- 不審に思った場合や、トラブルに遭った場合は、「消費者ホットライン☎ 188」に早めに相談しましょう。

◇ 消費者ホットライン☎188 (いやや!) ※身近な消費生活相談窓口につながります。